

会員の皆様へ

公益社団法人日本医療社会福祉協会
会長 早坂 由美子
(公印略)

意思決定支援プロセスへのソーシャルワーカーの関わりについて

今般、医療機関における患者や家族への説明や記録のあり方について問われる事例があり、東京都保健局から、都内医療機関の病院管理者宛に「医療機関におけるインフォームド・コンセント及び正確な診療記録の徹底について」文書が発行されました。文書によると、患者や家族等と治療方針について十分な話し合いの上で、適切に診療記録を作成し文書を保存するよう求める内容となっております。当協会の会員が医療機関で意思決定支援に関わる機会も多いと思われ、ソーシャルワーク専門職として改めて自院の意思決定支援プロセス及びその体制について確認していただきたいと思えます。

1. 意思決定支援プロセスにおいて、適宜、記録を作成する

意思決定支援は人の命にも関わる大切な課題であり、それゆえ慎重かつ丁寧な支援が求められます。医療従事者からの適切な情報提供の上、患者本人による意思決定を基本とし、治療の開始・継続を望まない意思を表明した場合等、家族等や医療・ケアチームでプロセスと決定内容を共有し、検証や批判に耐えうるよう記録を残し文書化することが必要です。また、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に記載されているように、当初の決定を後から変更することも可能である点に十分留意するとともに、合意形成に至らない場合には第三者である専門家の助言を得るなど慎重かつ丁寧に支援を進めるよう努めてください。

2. 医療・ケアチームの構成員として関わる

治療を見合わせたいとの意思も患者の尊厳を考慮した選択肢の一つとなりえると考えます。治療の見合わせを検討する場合、患者、家族等の意思決定プロセスが適切に実施されていることを意識し、状況に応じて治療の開始または再開の可能性について、医療従事者と十分議論してください。患者、家族等、医療・ケアチームで話し合っても合意形成できない場合、倫理委員会のように複数の専門家からなる委員会での合意形成が求められます。また「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」では、医療・ケアチームの構成員として、ソーシャルワーカーも含まれていることから、ソーシャルワーカーは自院における体制を理解し、所属部門内での十分な検証を望みます。

3. 医療ソーシャルワーカー倫理綱領に立ち返る

私たちソーシャルワーカーは常に倫理綱領に立ち返り実践をすることが求められます。倫理基準にあるように、「利用者に対する倫理責任」「実践現場に対する倫理責任」等を意識し、医療・ケアチームに参加するのみではなく、患者、家族等と医療従事者のパワーバランス、患者、家族等の意思や生活背景も踏まえ権利擁護の立場から代弁すること、所属機関に倫理委員会が設けられている場合、ソーシャルワーカーとして関与する体制の構築に努めてください。

4. 研鑽に努め、多様かつ個別的な支援を繋ぐ

ソーシャルワーク専門職として、死生学、生命倫理学や臨床哲学など関連領域の学びも深め、また現代の医療機能では、患者、家族等が治療の開始や継続について、複数の医療機関と話し合いを積み重ねるプロセスが起こりえることから、上記1～3を踏まえ多様かつ個別的な支援を繋ぐことができるよう、研修等で常に資質の向上に取り組んでいただきたいと思えます。

以上